

平成30年11月2日
九州地方整備局
熊本県

**「熊本県建設業社会保険加入推進地域会議」及び
「建設業法令遵守等講習会」を開催します！！**

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざし、取組への理解を広げるため、地域レベルでの取組として、社会保険の加入に積極的に取り組む熊本県内の建設企業等を対象とした「熊本県建設業社会保険加入推進地域会議」を以下のとおり開催しますので、この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非、ご参加下さい。

また、国土交通省と九州各県では、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施しています。九州地方整備局では、熊本県、熊本県建設産業団体連合会とともに、建設業の健全な発達を促進し、建設業取引の適正化をより一層推進することを目的として「建設業法令遵守等講習会」を以下のとおり開催いたします。

当日は「建設業法令遵守」のほか、来年度より本格運用される「建設キャリアアップシステム」についての説明も行います。

建設業に従事する皆様方のご参加をお待ちしています。

記

- 開催日時： 平成30年11月19日（月）
 - 熊本県建設業社会保険加入推進地域会議 13:30～14:00
 - 建設業法令遵守等講習会 14:15～16:30
- 開催場所： 熊本県庁 本館 地下大会議室
(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)
- その他： 会議・講習会の内容、参加申し込み方法については、(別紙)をご確認ください。
取材可。取材を希望される方は時間までに受付へお越し下さい。

【問合せ先】

九州地方整備局 電話番号：092-471-6331 (代表) 092-409-4201 (直通)
FAX番号：092-476-3511

建政部	建設産業課長	広瀬 祐一郎 (ひろせ ゆういちろう)	(内線6141)
	建設産業課長補佐	竹下 憲一郎 (たけした けんいちろう)	(内線6144)
	建設産業課長補佐	樋口 敏明 (ひぐち としあき)	(内線6142)

①熊本県建設業社会保険加入推進地域会議

1. 開催日時： 平成30年11月19日(月) 13:30~14:00
(受付開始13:00~)
2. 開催場所： 熊本県庁 本館 地下大会議室
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
3. 主催： 熊本県、熊本県建設産業団体連合会、建設産業専門団体九州地区連合会、
(一社)日本建設業連合会九州支部、九州地方整備局
4. 内容： ①社会保険加入対策のルールと優良な取り組み事例の紹介等
②建設企業が守るべき行動基準の採択
5. 対象者： ○「熊本県内に拠点を置く建設企業」 又は
○「熊本県内での施工実績を有する建設企業」
※法人、個人は問いません。
※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。
6. 参加申込： 事前申込制となりますので、別紙①「熊本県社会保険加入推進地域会議」の参加申込書に必要事項を記載のうえ、平成30年11月14日(水)までに、FAXにて申し込みください。
※会場等の都合上、人数を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
7. その他： ○参加無料
○来客用駐車場には、限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

②建設業法令遵守等講習会

1. 開催日時： 平成30年11月19日(月) 14:15~16:30
(受付開始13:45~)
2. 開催場所： 熊本県庁 本館 地下大会議室
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
3. 主催： 熊本県、熊本県建設産業団体連合会、九州地方整備局
4. 内容： 「建設キャリアアップシステムについて」
「金属産業の取引適正化に係る取組」
「建設業法令遵守について」
5. 対象者： 建設企業及び建設業に関連した業務を行う団体等
(熊本県内、県外は問いません。)
6. 参加申込： 事前申込制となりますので、別紙②「建設業法令遵守等講習会」の参加申込書に必要事項を記載のうえ、平成30年11月14日(水)までに、FAXにて申し込みください。
※会場等の都合上、人数を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
7. その他： ○参加無料
○来客用駐車場には、限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

(別紙①)

国土交通省 九州地方整備局 建政部
建設産業課 資力確保指導係 行
【FAX:092-476-3511】

申込締切日:平成30年11月14日(水)

熊本県建設業社会保険加入推進地域会議 参加申込書

企業(団体)名	
所在地	〒 _____
申込者名	
連絡先	TEL (_____) _____
	FAX (_____) _____
所属団体	所属している団体に○をつけて下さい(複数可) ①熊本県建産連 ②建専連 ③日建連 ④その他 ⑤無所属

所属・役職	参加者氏名

※定員の関係上、申し込み多数の場合は人数を調整させていただく場合があります。

- ①本申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申込下さい。
- ②人数を調整させていただく場合には、当方より連絡させていただきます。なお、連絡がない場合には出席可能とご理解ください。
- ③来客用駐車場には、限りがございますので、公共交通機関をご利用ください
- ④ご記入いただいた個人情報、会議以外の目的には使用することはありません。
- ⑤当日は申込みに利用した参加申込書 (FAXした参加申込書) の写しをお持ちください。

(別紙②)

この用紙をFAX
してください

申込締切日：
平成30年11月14日(水)

建設業法令遵守等講習会 参加申込書

九州地方整備局 建政部 建設産業課 行 (FAX 092-476-3511)

企業(団体)名	
所在地	〒 —
申込者名	
連絡先	TEL () —
	FAX () —

所属・役職	参加者氏名

※定員の関係上、申し込み多数の場合は人数を調整させていただく場合があります。

来客用駐車場には、限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

- ①当日は申し込みを利用した参加申込書(FAXした参加申込書)の写しをご持参ください。
- ②人数を調整させていただく場合には、当方より連絡させていただきます。なお、連絡がない場合には出席可能とご理解ください。
- ③ご記入いただいた個人情報については、本講習会についてのみ使用し、他に使用することはございません。

《問い合わせ先》

国土交通省九州地方整備局 建政部 建設産業課
担当 竹下(たけした)、松本(まつもと)

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館3階

TEL 092-471-6331(代表) 内線 6144,6152

社会保険加入促進の徹底・定着
この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非、ご参加下さい。

熊本県 建設業社会保険加入推進地域会議

目的

建設産業の担い手の確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の処遇向上、そして、公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政とが一体となって社会保険加入対策に取り組んできました。

6年が経過し、加入率の上昇という形で、その効果も着実に現れています。

この取組を定着させ、さらに加入促進を徹底するため、昨年度から、より地域に根ざした形で取組への理解を広げ、機運の醸成を図っていく地域レベルでの取組を行うこととしています。

その取組が、この「熊本県 建設業社会保険加入推進地域会議」です。

※本会議は、「第2回建設業社会保険推進連絡協議会」（H30.1.15）において平成30.31年度の取組方針の一つとして示されているものです。

主な内容

社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、

①社会保険加入対策のルールと優良な取り組み事例の紹介等

②社会保険加入を進めるにあたって企業が守るべき『行動基準』の採択を行います。

これにより、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、そして、技能労働者の処遇の向上、さらには、担い手の確保に繋がることが期待されます。

なお、②の『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「**社会保険加入促進宣言企業**」として募集し、九州地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

参加対象者

- 熊本県内に拠点を置く建設企業
- 熊本県内での施工実績を有する建設企業

※法人・個人は問いません。
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主催者

熊本県	熊本県 建産連	九州建専連	日建連 九州支部	九州 地方整備局
-----	------------	-------	-------------	-------------

【事務局】 国土交通省 九州地方整備局 建設部 建設産業課 (TEL 092-471-6331 / FAX 092-476-3511)

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」 (案)

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること